$\bigcirc$ 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令(平成十五年内閣府令第二十一号)

法第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下同じ。)であると2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社(会社第二条 (略) (取締役の選任に関する議案)	2~5 (略) 二 (略) 二 (略) 二 (略)	(一般的記載事項等) (一般的記載事項等) (一般的記載事項等)	改正案
法第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下同じ。)であると2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社(会社第二条 (略) (取締役の選任に関する議案)	2~5 (略) 二 (略)	(一般的記載事項等) (一般的記載事項等) (一般的記載事項等)	現

きは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### (略)

ることとなるときは、その事実規則第百二十一条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があ二 候補者が当該会社の取締役に就任した場合において会社法施行

# 三・四(略)

#### 3 (略)

#### 

いるときは、その旨 - 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知って

# イ・ロ (略)

者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること(重ハー当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶

# ニ・ホ (略)

要でないものを除く。

## 七~九(略

きは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一 (略)

を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。候補者が他の法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)

# 三・四 (略)

#### 3 (略)

4

)を記載しなければならない。 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者をいない場合にあっては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。 該候補者についての次に掲げる事項(株式の発行会社が公開会社でない場合にあっては、第三項第七号に規定する社外取締役候補者をいる。 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者(会

# 一~五 (略)

いるときは、その旨、当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知って、

# イ・ロ (略)

者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。ハ 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶

# ニ・ホ(略)

# 七~九 (略)

# (監査役の選任に関する議案)

# 第四条 (略)

ときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない2.前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社である

#### 一 (略)

#### 三 (略)

#### 3 (略)

## 一~五 (略)

いるときは、その旨、当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知って

## イ・ロ (略)

者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること(重要ハ 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶

# (監査役の選任に関する議案)

# 第四条 (略)

ときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社である

#### 一 (略)

一 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実(で

要でないものを除く。

#### 三 (略)

#### 3 (略)

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者(会4 第一項に規定する場合において同じ。)であるときは、参考書類には、次方。以下この項において同じ。)であるときは、参考書類には、次に掲げる事項(株式の発行会社が公開会社でない場合にあっては、次に掲げる事項(株式の発行会社が公開会社でない場合にあっては、からない。

## 一~五 (略)

いるときは、その旨 六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知って

# イ・ロ (略)

者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。ハー当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶

# でないものを除く。)

ニ・ホ(略

# (会計監査人の選任に関する議案)

類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当第五条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を

# 一~六 (略)

株式の発行会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該会社、その親会社又は当該親会社(当該会社を除く。)若しなび関連会社(当該親会社が会社でない場合におけるその子会社くは関連会社(当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。)から多額の金銭その他の及び関連会社に相当するものを含む。)から多額の金銭その他の及び関連会社に相当するものを含む。)から多額の金銭その他の及び以下の利益(これらの者から受ける会計監査人(会社法以外の財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人(会社法以外の財産上の利益(これらの者から受ける会社でない場合において、当該候補者が大学の対容

# (責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等)

次の各号に掲げる場合であって、

第十二条の二

株式の発行会社の取 (新設)

# ニ・ホ (略)

七~九 (略)

# į

(会計監査人の選任に関する議案)

類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当第五条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を

# 一~六 (略)

株式の発行会社が公開会社である場合において、当該候補者が と受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、そ を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、そ を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、そ

ものの内容を記載しなければならない。 等をいう。 誘が行われるときは、 る承認の決議に関する議案を提出する場合において、 び第四百二十七条第五項において準用する場合を含む。 締役が会社法第四百二十五条第四項 定する額及び当該役員等に与える同規則第百十五条各号に規定する わないとされた役員等 又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧 以下同じ。 参考書類には、 (同法第四百) が得る会社法施行規則第百十四条各号に規 (同法第四百二十六条第六項及 一十三条第一項に規定する役員 責任を免除し、 又は責任を負 当該会社によ に規定す

- 責任を免除した場合 会社法第四百二十五条第一項に規定する決議に基づき役員等の
- 度を超える部分について同項に規定する社外取締役等が損害を賠合 会社法第四百二十七条第一項の契約によって同項に規定する限役員等の責任を免除した場合 会社法第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づき

(取締役の選任に関する議案)

償する責任を負わないとされた場合

第二十一条 (略)

ときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社である

候補者が当該会社の取締役に就任した場合において会社法施行

(取締役の選任に関する議案)

第二十一条 (略)

ときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社である

一 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実(重

第二十三条 ときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない 二 三 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社である (監査役の選任に関する議案) ることとなるときは、 ることとなるときは、その事実 規則第百二十一条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があ 規則第百二十一条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があ 候補者が当該会社の監査役に就任した場合において会社法施行 (略) (略) (略) その事実 2 第二十三条 ない。 あるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければなら 二 三 一候補者が他の法人等を代表する者であるときは、 前項に規定する場合において、株式を発行する会社が公開会社で (監査役の選任に関する議案) 要でないものを除く。 要でないものを除く。) (略) (略) (略) その事実